

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

☞ 相続登記と相続税

Q : 私は、10年前に、父の死亡に伴い土地を相続しましたが、この土地の登記簿上の名義は今も父のままとなっています。

この度、この土地を売ることになったので、私名義に相続登記をしたいのですが、相続税はどのようにになりますか。

A : 相続登記をされることにより、新たに相続税の課税関係が生じることはありません。

【解説】

相続税は、被相続人から相続や遺贈で財産をもらった人の正味の遺産額の合計額が基礎控除額を超える場合に課税されることとなります。

また、相続税の申告は、被相続人の死亡した日の翌日から10か月以内に行うことになっています。

したがって、相続登記の日と相続税の申告書の提出期限とは直接関係はありません。言い換えると、相続税の申告を要する人は、相続登記が行われたかどうかにかかわらず、取得した財産は相続財産として申告する必要があるということです。

ところで、ご質問では、あなたのお父さんが亡くなられた10年前に相続税の申告書を提出されたのか、あるいは提出の必要がなかったのかは定かではありませんが、いずれにしても、10年前に相続が開始しているわけですから、今回、不動産の相続登記をされたとしても、新たに相続税の課税関係が生じるということはありません。

